

(仮称) ウィンドファーム八森山

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和3年3月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1)公告の日.....	1
(2)公告の方法.....	1
(3)縦覧期間.....	1
(4)縦覧場所及び縦覧時間.....	2
(5)縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1)公告の日及び公告方法.....	3
(2)開催日時、開催場所.....	3
(3)説明会中止の周知.....	3
(4)説明会中止に伴う代替措置.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1)意見書の提出期間.....	4
(2)意見書の提出方法.....	4
(3)意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2021年1月15日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙

2021年1月15日(金)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・河北新報 【別紙1参照】
- ・大崎タイムス 【別紙1参照】

② 関係自治体の広報誌

下記の広報誌に情報を掲載した。

- ・広報かみまち第214号(令和3年1月1日発行) 【別紙2-1参照】
- ・広報しかま第593号(令和3年1月1日発行) 【別紙2-1参照】

③ インターネット

2021年1月15日(金)から下記のウェブサイト情報を掲載した。

- ・当社 【別紙3-1参照】
- ・宮城県 【別紙3-2参照】
- ・加美町
- ・色麻町

(3) 縦覧期間

2021年1月15日(金)から2月15日(月)まで(土・日・祝日を除く)

(4) 縦覧場所及び縦覧時間

① 関係自治体の庁舎等での縦覧

以下に示す関係自治体の庁舎 4 箇所において縦覧を行った。

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課（仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号）08：30～17：15
- ・加美町役場町民課（加美郡加美町字西田三番 5 番地）〃
- ・加美町役場小野田支所（加美郡加美町字長檀 75-2）〃
- ・色麻町役場（加美郡色麻町四竈字北谷地 41 番地）〃

② インターネットの利用による縦覧

当社のウェブサイトには方法書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎における縦覧者数は、12 名であった。

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課：0 名
- ・加美町役場町民課：1 名
- ・加美町役場小野田支所：1 名
- ・色麻町役場：11 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会の開催を計画したが、令和3年年始からの新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大、それに伴う当社所在地の東京都を含む11都府県への緊急事態宣言の発出状況を鑑み、住民の皆様の安全を最大限確保するため、令和3年1月27日に開催中止を決定した。

(1) 公告の日及び公告方法

① 日刊新聞紙

2021年1月15日(金)付の下記の日刊紙に、方法書の縦覧等に関する公告と同時に「お知らせ」を掲載した。

- ・河北新報 【別紙1参照】
- ・大崎タイムス 【別紙1参照】

② インターネット

2021年1月15日(金)から下記のウェブサイトにて、方法書の縦覧等に関する公告と同時に情報を掲載した。

- ・当社 【別紙3-1参照】
- ・宮城県 【別紙3-2参照】

(2) 開催日時、開催場所

説明会の開催日時、開催場所を以下のとおり計画した。

① 色麻町

- ・開催日時：2021年2月4日(木) 18時30分から
- ・開催場所：色麻町農村環境改善センター 多目的ホール
(宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地142番地)

② 加美町

- ・開催日時：2021年2月5日(金) 18時30分から
- ・開催場所：東鹿原集会所 (宮城県加美郡加美町鹿原谷地袋9-54)

(3) 説明会中止の周知

① 関係自治体の広報誌

広報誌「広報しかま第594号 (令和3年2月1日発行)」に説明会中止のお知らせを掲載した。 【別紙2-2参照】

② インターネット

2021年1月27日(水)から当社のウェブサイトにて情報を掲載した。 【別紙3-1参照】

(4) 説明会中止に伴う代替措置

代替措置として、方法書縦覧の全箇所(4箇所)に「(仮称) ウィンドファーム八森山環境影響評価方法書-説明資料-」(A4版全54ページ)を設置し、希望者が持ち帰り可能なものとした。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2021年1月15日(金)から3月1日(月)まで (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。 【別紙4、5参照】

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は17通(意見書箱への投函11通、郵送6通)、意見総数は58件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び「電気事業法」第46条の6に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

<全般>

宮城県加美町 A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	環境影響評価について「事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い」とありますが、その現地調査しだいでは、事業の中止もありうるのでしょうか？ その場合の基準を教えてください。	今後、調査、予測及び評価を行い、関係法令や基準を順守するとともに、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。事業実施による重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、風車の配置見直しや基数削減などを行うことを考えておりますが、事業を中止することは今の時点では想定しておりません。

<大気環境、説明会、災害>

宮城県加美町 B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
2	今回の風力発電の計画について距離の近い人家のところで1.1km(小野田地区)30～40dBといわれている。この値は山村の田畑レベルの音とのことですが私たちが問題にしているのは、低周波です。田畑から低周波は、でません。人それぞれに電氣的な音に対する感受性の違いがあるにしても、このような構造物を作ること健康被害を受ける人がいることは大問題です。自然豊かなのでこの町に住んで健康を害する人がいることは許せません。	超低周波音・低周波音に関しては、環境影響評価の項目として選定し、指針等に基づき適切に影響評価を行い、影響を極力回避・低減するように計画してまいります。結果について準備書段階においてご説明いたします。
3	今回事業者側が住民説明会を開催する予定が町のHPに掲載されましたが、後日説明会が中止になりました。 いくらコロナ禍といえども、住民に説明する義務はあると思われます。オンラインですとか他の手段での開催を希望し、それまでは事業計画をすすめないことをお願いします。	令和3年年初からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況であったため、当社としては環境影響評価法第七条の二第4項の中止要件に相当する状況と考え、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方々に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。 感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を中止することとしましたが、今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解が得られるよう手続きを進めてまいります。
4	風力発電の建設地と建設地までの土地の森林伐採による水源地の保水機能の影響が心配です。 昨今の異常気象による地すべり崩落など想定外の危険を予見することが必要だと思います。 あらゆる事故がおきたときの責任の所在はどこにあるのでしょうか。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に対応を検討してまいります。 万が一本事業が原因で土砂災害等が起きた場合は、事業者の責任において対応を行うことをお約束します。

<災害>

宮城県大崎市 C氏

No.	一般の意見	事業者の見解
5	水道水源、涵養、洪水等で風力発電建設はすべきではありません。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に対応を検討してまいります。

<全般>

宮城県色麻町 D氏

No.	一般の意見	事業者の見解
6	住民にしっかりとメリットデメリット影響についても説明してほしいです。	今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な説明会を順次実施させて頂く予定としており、皆様の疑問や不安について分かりやすい情報提供に努めてまいります。

<全般>

宮城県色麻町 E氏

No.	一般の意見	事業者の見解
7	※大変ご苦労様です。今後増々ご活躍下さい。自然豊かな色麻町、美しい色麻町、人間性豊かな色麻町の人々、後世にこの美しい色麻町を残したい。宜しくお願いします。 ※風力発電については反対します。理由、DVD で見た通りです。10 年前から考えておりましたが、我が色麻町に問題になるとは!? ①今後の発電源は、種々と工夫進歩しています。(バイオマス、野菜、NH3) ②太陽光の利用も次々と進歩しています。3 発電収入より他収入あり工夫を。 ※町長、議会の考えを聞きたい。 ※加美町の考え等を知りたい。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものと考えております。だからといって、むやみに自然・生活環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。DVD については、こちらで確認できないためどのような内容かわかりかねますが、本事業においては環境影響評価法に基づく手続きを実施し、皆様の生活環境への影響等を回避または極力低減させながら事業計画を作成してまいります。 町長、議会、町のお考えにつきましては、我々がお答えできる立場にはないため、ご容赦ください。

<全般>

宮城県加美町 F氏

No.	一般の意見	事業者の見解
8	風力発電について勉強してみて、周辺住民への健康被害、自然破壊などがあることを知りました。 風力発電建設には反対です。	本事業においては、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら今後、調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

<災害>

宮城県色麻町 G氏

No.	一般の意見	事業者の見解
9	造成工事等による森林伐採は限定されるとあるが、それでも近年の異常気候、心配される。災害対策工事による環境変化も考えられる。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に対応を検討してまいります。

<全般>

宮城県色麻町 H氏

No.	一般の意見	事業者の見解
10	風力発電反対です。	引き続き地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

<説明会>

宮城県色麻町 I氏

No.	一般の意見	事業者の見解
11	風力発電の件につきまして、置かれていた説明資料を読ませていただきました。 昨年小野田地区で行われた住民説明会は、色麻町ではなされませんでした。また年が明けて、御社より住民説明会の旨ご連絡受けましたが、コロナの関係で中止となりました。ボリュームのあるまとめられた資料はたいへん貴重なものとして読ませてはいただきましたが、ただペーパーの資料だけでこのように進められていきますとの一方的なやり方にはギモンを持ちます。住民に対して顔を合わせて説明するのがむずかしい状況に今あるのであれば、それが可能な状況になるまで計画は一時中断し、説明の場を持った後再開するのが正道と考えますが、どうぞご検討ください。	地区ごとの説明会につきましては、色麻町においても開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染の急激な拡大のため、安全への配慮を優先して開催いたしませんでした。 今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な説明会を順次実施させて頂く予定としており、皆様のご理解を得られるよう手続きを進めてまいります。

<全般>

宮城県加美町 J氏

No.	一般の意見	事業者の見解
12	加美町には国内最大級の風車が予定され、その数は60基くらいが予定されている。大崎市に計画されているものを含めると100基であるという。事業者にとって自計画のみの評価を検討するのだろうが、住民は全体に関係するわけで、すでに10基着手されてその規模は23100世帯分という。町が森林面積をへらす代りに風力発電で補うCO2効果は現在の8182世帯を超えているので削減への寄与はもういいと思う。 朝な夕なに西の山々を眺める住民として、風車はトゲのようにみえるだろう。	自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものと考えております。だからといって、むやみに自然・生活環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。他事業も考慮した環境への複合影響につきましては、公開情報の収集や事業者間の情報交換に努め、累積的な環境影響について検討を行います。

<全般、景観、災害、説明会>

宮城県色麻町 K氏

No.	一般の意見	事業者の見解
13	①事業計画区域には、平成30年5月に公表している「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」における「保護優先・地形障害エリア」存在しており、関係法令や地形的要因の制約が強く、保護を優先すべき又は風力発電の立地が困難なエリアとなっている。 このようなエリアに風力発電所を建設することは、宮城県で公表しているゾーニングエリアの区分の根拠を覆す相当な事由が必要と考えますが、説明資料には何ら掲載されておりません。地域住民が誰でも理解できる、詳細な説明が必要と考えます。	宮城県によれば「保護優先・地形障害エリア」については、森林法(保安林)等の許認可等の制約を考慮したエリアとされております。保安林については、保安林作業許可等の申請等による事業地化の方法が考えられるため、事業地化不可能なエリアではないと考えております。今後、関係機関と協議の上、適切に対応してまいります。
14	②計画区域の周辺には、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続き中であり、更には既に建設工事に着手している事業も有ります。 狭いエリアに数多くの風力発電風車が乱立することは、累積的な悪影響が子々孫々まで継続することが危惧されますので、本計画には地域住民として賛同することは出来ません。	本事業においては、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら今後、調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討いたします。他事業も考慮した環境への複合影響につきましては、公開情報の収集や事業者間の情報交換に努め、累積的な環境影響について検討を行います。また、その結果について丁寧に説明し地域の皆様のご理解が得られるように努めてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
15	③事業計画区域の周辺には、多くの住居が存在し多くの住民が生活しています。 また、周辺には、船形連峰県立自然公園の第 3 種特別地域が存在し、同公園の利用施設計画に位置づけされている「白沼休憩所」、「長沼園地」等の眺望点があり、年を通して多くの観光客が訪れています。 更に、事業計画区域である「色麻町」、「加美町」は世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の西部に位置し、大崎耕土から見渡す船形連峰は、水田に浮かぶ森のような「射久根(いぐね)」と調和した、独特な景観をつくっており、古くから代々受け継がれて来ています。 風力発電風車が、船形連峰の裾野に乱立することは、眺望景観への影響が大であると考えますので、本計画には地域住民として賛同することは出来ません。	今後、船形山を眺望方向とする視点場も含め、調査、予測及び評価を行い、景観への影響を極力回避・低減した計画となるよう配慮してまいります。
16	④説明資料に景観調査の概要が掲載されていますが、調査地点 14 箇所だけでは不十分と考えます。 色麻町内の「小栗山地区」、「平沢地区」は周辺の森林に風車が遮られ、全体像が把握できないと考えます。 また、「愛宕山公園」からの眺望は、風車の姿が小さすぎて風車の圧迫感が感じ取れないと考えます。 以上のことから、色麻町内の調査地点に風車の本体が鮮明に把握でき、圧迫感が感じ取れると思われる「鷹巣地区」、「上黒沢地区」、「高根地区」、「上郷地区」等での調査も必要と考えます。また、それぞれの調査地点からの眺望図の提供も必要と考えます。(眺望への影響は菓菜山だけに止まらず、船形連峰への影響も大と考えます。)	小栗山地区や平沢地区につきましては、地区内で視野が開けた風車を眺望できると考えられる地点を選定の上、調査、予測及び評価を行う計画としております。また、眺望方向に関しましては、菓菜山や船形連峰など地域の方々が大切にしている景観に留意して調査を行います。
17	⑤事業計画区域は、毎年、大雨による水害の被害を被っている「保野川」の上流部に位置します。 「保野川」には複数の農業用取水堰が設置されており、大雨の度に甚大な被害を受け水田の耕作が不可能となる事態が近年繰り返されています。 このような状況下にあって、風力発電風車の建設の影響により、上流部の自然が破壊され保水力が低下し、これまで以上に甚大な被害を及ぼすことは地域住民であれば誰にでも想像がつきます。風力発電風車の設置や、工事用道路の拡幅等により自然環境を破壊することは、絶対に許すことは出来ません。「保野川」への影響調査も詳細に実施することを要望します。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に対応を検討してまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
18	⑥環境影響評価方法書は縦覧場所のほか、電子縦覧でも縦覧できましたが、コピーやダウンロードが出来ませんでした。 地域住民が縦覧場所で縦覧し、環境影響評価方法書を熟読し、その内容を詳細に把握するには、相当の日数と時間を要します。 また、電子縦覧の様式は、システム操作に不慣れた地域住民には大変見づらいシステムとなっており、貴社の地域住民に対する誠実さが見て取れませんでした。 貴社と同様の風力発電計画が他社でも計画されており、環境影響評価方法書が縦覧に付されておりましたが、他社（日本風力エネルギー株式会社）の環境影響評価方法書は、パソコンからのプリントアウトも可能で、大変見やすいシステムとなっていました。 地域住民に理解を得るのであれば、それぐらいの誠実さがあって当然と考え、事業者としての誠実さを疑わざるを得ません。事業者としての考えをお聞きしたいと思います。	情報提供に関しましては、環境影響評価法に基づき適切に対応しておりますが、ウェブサイトによる縦覧については、ダウンロード・印刷は著作権の関係から制限させていただいております。
19	⑦コロナ禍を理由に住民説明会が中止となりました。宮城県内のコロナウィルス感染症の感染者数も減少してきており「GO・TO イースト」も再開されてきて。住民説明会を開催し、住民の理解を得ることは必要と考えます。事業者にも都合良く「コロナ禍」を利用することは絶対に許せません。（事業者の誠意が感じ取れません）	令和 3 年年始からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況であったため、当社としては環境影響評価法第七条の二第 4 項の中止要件に相当する状況と考え、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方々に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。 感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を中止することとしましたが、今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解を得られるよう手続きを進めてまいります。
20	⑧説明資料に地域振興策の事例が掲載されておりますが、地域住民が代々受け継いできた自然環境の破壊や景観への悪影響と引き換えるには、子供だましのように感じ取れます。 地域住民は地域振興策など期待しておりません。豊かな自然環境と自慢できる景観を末永く残すことが、次世代への責任と考えています。今回の計画には断固反対いたします。	本事業においては、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら今後、調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。
21	⑨令和 2 年 8 月 21 日開催の「令和 2 年度宮城県環境影響評価技術審査会」の会議録を拝見しました。 会議録には、審査会会長と参考人の質疑が詳細に掲載されておりました。会議録を拝見し、「環境保護」よりも「利益追求主義」にある企業体質を、目の当たりにうかがい知ることが出来ました。この事業計画は絶対に許すことは出来ません。将来に禍根を残すことを確信いたしました。	皆様にご意見を伺い、また調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を検討することで、環境に配慮した事業にしていまいります。

<説明会>

宮城県色麻町 L氏

No.	一般の意見	事業者の見解
22	様々な問題点がありますので、ぜひ説明会を開いてください。	今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な説明会を順次実施させて頂く予定としており、皆様の疑問や不安について分かりやすい情報提供に努めてまいります。

<説明会、災害>

宮城県大崎市 M氏

No.	一般の意見	事業者の見解
23	・説明会を中止したままにせず必ず開催すべし ・水害防止の観点が抜けています	今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な説明会を順次実施させて頂く予定としており、皆様の疑問や不安について分かりやすい情報提供に努めてまいります。 風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備（沈砂池等）の設置を行います。。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に対応を検討してまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
24	以下の通り、意見を申し上げますのでよろしくご検討くださいますようお願いいたします。 1.説明会の中止は許されない 貴社は本事業「方法書」の説明会を2月4、5日に予定していたが、「コロナウィルス感染症の拡大」を理由に中止した。例えばそれが、「地元からの要請」であったとしても、場所を変更するなり、日時を延期するなりすべきであった。貴社は1月21、22日に予定されていた「(仮称)宮城山形北部Ⅱ風力発電事業」の説明会も中止している。 一方、川渡風力発電会社が計画している「(仮称)六角牧場風力発電事業」についての説明会は1月16日、鳴子公民館で開催されている。 環境影響評価法第7条の二は「方法書説明会を開催しなければならない」としている。「説明会開催」は法的義務であることの重みを考えるべきである。もちろん、法7条の二第4項に「方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない」という規定があることは承知している。 しかし、同時期に近隣の場所で「説明会」を開催している事例をみれば「開催することができない場合」に該当するとは思えない。 風力発電事業は、地域の理解と協力が不可欠である。「配慮書」に対する宮城県知事意見では、「地域住民等への積極的な情報提供」とともに、「理解を得ながら事業を進めること」と述べているが、その点での誠実さは全く感じられない。 多くの住民が計画の具体的な内容が一切わからない状況であることを踏まえた対応が求められる。説明会の開催をしないまま、環境影響評価の次の段階へ進むのではなく、改めて時期を見て自主的に説明会を開催するという姿勢を見せるべきである。	令和3年年始からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況であったため、当社としては環境影響評価法第七条の二第4項の中止要件に相当する状況と考え、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方々に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。 感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を中止することとしましたが、今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解を得られるよう手続きを進めてまいります。
25	2.水害の発生による影響を検討すべき 計画区域は、鳴瀬川の上流域にあたる。その下流域では過去に大規模な水害が幾たびも発生している。とりわけ近年、想定を超える降雨量が各地で記録されていることから、そのことも考慮に入れた検討が必要である。 さらに同じ河川の上流域に、貴社が計画する「(仮称)宮城山形北部風力発電事業」「(仮称)宮城山形北部風力Ⅱ発電事業」をはじめいくつもの風力発電事業が計画されている。 加えて、計画区域の上流域には「鳴瀬川総合開発事業」として鳴瀬川ダム建設、漆沢ダムの治水専用化が計画されている。これらをすべて実行した場合の影響をだれが考慮し、検討するのか。 貴社が計画している「(仮称)宮城山形北部風力発電事業」の「環境影響評価方法書に対する意見」(令和2年7月10日付、宮城県知事村井嘉浩)には「累積的な影響等」として「事業区域の近隣で計画されるダム事業や風力発電事業との累積的な環境影響について調査、予測及び評価を行うこと」と明記されている。当然ながら、同じことが本事業においても求められる。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら慎重に対応を検討してまいります。 他事業も考慮した環境への複合影響につきましては、公開情報の収集や事業者間の情報交換に努め、累積的な環境影響について検討を行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
26	3.低周波被害について直視するべき 風力発電事業を拡充、発展させることは、エネルギー問題、地球環境問題を考える上でも極めて重要だと考える。しかし、その事業については、自然との調和、生活環境への影響を十分に考慮しなければ本末転倒になってしまう。 その最大の問題が、低周波被害についての考え方である。国は一貫して「風車騒音の超低周波音領域の成分は、知覚できないレベルである」「このことは、風車騒音は超低周波音による問題ではないことを示している」という立場をとってきた。 国も事業者も、この「感覚閾値論」を振りかざし、実際に各地域で起きている被害に目を向けず、単なる「気の性」としてまともに向き合っていない。このことが、風力発電に対する国民の不信を招き、反対運動が引き起こされる大きな要因の一つになっている。低周波問題も含めた風力発電の規制のしくみ、住民参加のしくみが確立しなければ、風力発電事業の拡充も発展もできないことを自覚すべきである。 そもそも「音として知覚できない」と「人体に影響はない」ことは同一ではない。見えない放射性物質が人体に影響を与えるように、無味無臭の毒物が存在するように、「音として知覚できない」としても人体への影響は考慮されなければならない。 低周波被害に苦しむ人々は、騒音として「耳に聞こえる」のではなく、「脳に響く」「脳を揺さぶられる」と訴えている。そして、これらの人々は、風車が止まっていたり、風力発電施設から遠く離ればその症状はなくなるのである。 成蹊大学理工学部の岡田健氏は、「音として聞こえるか聞こえないかという事と、生理学的影響による発症の有無の間には因果関係はない」と述べ「今問題になっているのは『聞こえない音』の問題です」「脳には『音』として認識されなくても、その振動は確実に蝸牛に伝わっているはずですから・・・蝸牛とつながった三半規管にもなんらかの影響を与えていることも十分に考えられます」と述べている。(日本騒音制御工学会研究発表講演論文集(2010年9月)) これ等の指摘は、日本弁護士連合会が「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」(2013年12月20日)ですでおこなわれているものである。 国は繰り返し、風力発電施設から発生する騒音等への対応について検討をしているが、根本にある「感覚閾値論」を前提としているため、具体的な対応には前進が見られない。 本事業においては、「低周波被害」はあるものとして、対応と対策を強く求めるものである。	現時点において風力発電機の設置予定範囲の端から最寄りの集落までの距離は約1.1km～1.7km ありますが、今後できる限りさらに離隔をとるように検討を進めてまいります。 超低周波音・低周波音の影響につきましては、環境影響評価の項目として選定しており、現時点での関係法令、基準等に基づく環境アセスメントを確実に実施してまいります。一方、今後ご指摘の生理学的影響への因果関係等が更に解明され、関連する法令、基準等の改正が行われた際には、それに沿った予測・評価を実施いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
27	現在、環境影響評価方法書(以下、方法書と言う)を縦覧している(仮称)八森山ウインドファームについて、対象事業実施区域(以下、計画地と言う)に風力発電施設(以下、風車と言う)を建設した場合、クマタカの生息地と重なることが予想され、衝突死(以下、バードストライクと言う)が発生する危険性が高い。また、サシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路に対しても障壁影響等が発生することが懸念される。方法書には鳥類に対する調査方法等を記載しているが、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し得る調査データを取得するという観点から、下記のことを実施するよう求める。 ①私どもの観察により計画地およびその周辺ではクマタカが生息していることを確認しており、また、繁殖の可能性が高い。クマタカは、場所によっては3年に1回程度しか繁殖が成功しないことが知られていることから、現地調査においては、2営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3営巣期にわたり調査をすべきである。国内ではクマタカでバードストライクが起きた事例があることから、計画地に風車を建設した場合、バードストライクが起こる可能性が高いと考える。そのため、繁殖期におけるクマタカの飛翔行動等の調査は、方法書に記載されている希少猛禽類調査よりも質、量とも十分なものを求める。また、強風時にはクマタカは飛翔行動を行わないことが知られているので、調査は悪天候時には実施すべきではない。	希少猛禽類については、専門家や宮城県環境影響評価技術審査会、経済産業省環境審査顧問会のご意見を踏まえた調査手法や調査地域、調査地点、調査期間等により適切に調査を実施いたします。その結果を基に予測及び評価を行い、環境保全措置を検討いたします。 また、悪天候時の調査は可能な限り避けるようにいたします。
28	②方法書には鳥類調査における任意観察、希少猛禽類、渡り鳥の調査地点(定点)が記載されている。ただし、この定点では計画地およびその周辺は地形や樹木の繁茂により見通しが悪く、また、広大であるため、調査に十分な視野、視界を確保することは困難であるとする。各定点から計画地をどのように見渡せるかが分かる視野図を作成し、もし見通しが悪い定点があれば、その位置を適切な場所に変更すべきである。また、希少猛禽類と渡り鳥の定点が計画地内に少ない。前述のように計画地は見通しが悪く、現状の定点の配置では、計画地内における鳥類の飛翔行動などを十分に観察できないと考える。そのため、希少猛禽類と渡り鳥の定点を観察地内にもっと増やすべきである。	調査は各定点からの視野図を作成し、視野範囲を確認した上で実施いたします。 また、定点の位置は、現地の状況や鳥類の出現状況により、その時の鳥類の確認により適した地点がある場合は移動させて調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における猛禽類の生息状況や渡り鳥の飛翔ルート of 把握に努めます。

No.	一般の意見	事業者の見解
29	③方法書には、希少猛禽類調査は各月 1 回 3 日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、各月 1 回 3 日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。希少猛禽類の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。	希少猛禽類の影響予測及び評価に必要なデータを取得するために、専門家や宮城県環境影響評価技術審査会、経済産業省環境審査顧問会のご意見を踏まえた適切な調査を実施いたします。 希少猛禽類の調査は毎月 1 回、年間を通して行い、留鳥の生息状況の把握に努めます。 希少猛禽類の飛翔高度については、風況ポールや周辺の地形標高データを利用して確認に努めます。
30	④計画地の工事用道路周辺ではミゾゴイが生息する可能性がある。また、当会会員の観察結果から、ヨタカが生息している可能性もある。これらのような日の出や日没の前後などの薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生態や行動を把握できるよう、適切な時期と時間に、IC レコーダーなどの機材を利用して調査を実施することを求める。	薄明薄暮時や夜間に活動する鳥類の生息状況を確認するため、鳥類の夜間調査を実施いたします。
31	⑤秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下時期が異なるため、9～11 月の各月複数回(上旬・中旬・下旬)の調査回数では不十分である。夏鳥は早いもので 7 月下旬に渡りを開始し、冬鳥は 12 月でも渡ってくるため、その程度の期間は渡り鳥の調査を実施する必要がある。夏鳥であるサシバやハチクマなどの希少猛禽類、および冬鳥の小鳥類やガン・カモ・ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべきである。なお、サシバおよびハチクマの移動時期は、宮城県では 9 月上旬から始まり、約一ヶ月間も続くことが観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短く、その年の天気によって左右される。そのため、このピークの時期を外さない調査方法での実施が必要となる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風向きや日射量等により上昇気流の発生位置が峰の東になるか、西になるかが変わる。上昇気流の発生位置や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わることも考慮して、適切な調査方法を取る必要がある。なお、ガンやハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を把握するのに、上述したように、レーザーレンジファインダー等の使用を検討すべきである。夜間に計画地およびその周辺の上空を移動、通過する小鳥類やガン・カモ・ハクチョウ類を対象にレーダーを用いての調査を計画されているが、1 か所だけでなく複数個所、複数回で実施すべきである。	渡り鳥については、レーダーを用いた調査と定点調査を春渡り期、秋渡り期に各 2 回、計 4 回実施し、その他に毎月実施する希少猛禽類の調査においても補足的に確認いたします。 大型鳥類の飛翔高度については、レーダーによる把握の他に、風況ポールや周辺の地形標高データを利用して確認に努めます。

No.	一般の意見	事業者の見解
32	■1.意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)及び委託先(いであ)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作が入る恐れがある。作が入れば、環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	ご意見は要約せず記載しております。また、個々のご意見に対して並び替えをせずに回答しております。
33	■2.コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
34	■3.本事業で採用する風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのかは未定のような。ならば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由:コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	バットストライクの予測については、選定した機種を踏まえて行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
35	■4.回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。この事実を踏まえ、本事業者が追加的保全措置を検討しない根拠を述べて頂きたい。 ※45 個体(4 種、1～32 個体)、2015,07 までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11,2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド)青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 3 1 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社)岩手県	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
36	■5.コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
37	■6.コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
38	■7.フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置</u>(フェザーモード)を行うかもしれない。しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、必要に応じ専門家の助言も踏まえて検討いたします。
39	■8.環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置(低減措置)については「事後調査で重大な影響(コウモリの死体)を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。コウモリ類の保全措置(低減措置)は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
40	■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	準備書及び評価書では、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)に基づいて作成します。
41	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置(低減措置)を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
42	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
43	■12.コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から200m以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
44	■13.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
45	■14.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、「風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討いたします。
46	■15.バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。	バットストライクの予測については、自動録音装置を用いた調査の結果を踏まえて定量的な予測に努めます。

No.	一般の意見	事業者の見解
47	■16.自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/nwes/Publication_No_6_Japanese.pdf	自動録音装置を用いた高度調査は、風況ポール等を利用してブレード回転域及びその下の2箇所自動録音装置を設置し、春季～秋季にわたって長期間連続して行います。 自動録音調査は、日没1時間前から日の出1時間後程度まで録音します。 手動バットディテクター調査については、風力発電機の設置位置が未確定であることから風車設置位置での調査ができたいため、尾根上や林道上に設定した4地点で実施いたします。自動録音装置を用いた調査は風況ポール1地点と樹冠上部1地点の地点において実施いたします。
48	■17.自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	自動録音バットディテクターを使用した調査の解析については、いただいたご意見を踏まえ準備書への記載内容を検討いたします。
49	■18.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載する調査、予測及び評価の手法についての審議結果を踏まえて、必要と認められるときには、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。

No.	一般の意見	事業者の見解
50	■19.月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213.NEDO,2018.	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討いたします。
51	■20.コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続 3 日間の調査を月 2 回以上(もしくは週 1 回の調査を月 4 回以上)実施すること。</u> <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u> <u>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</u> *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213.NEDO,2018.	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討いたします。
52	■21.コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由)以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/nwes/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討いたします。
53	■22.「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
54	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	ご意見は要約せずに記載しております。
55	①方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行わない理由を述べよ。	方法書の段階でコウモリ類の専門家へのヒアリングを行っております。ヒアリングの結果は方法書へ記載しました。
56	②コウモリ類の「サーチライト調査」はいかなるライトでも直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場にける実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省 HP 光害について）。 コウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」の HP においても強カライトの仕様は認めていない（http://www.bscj.net/houso-tyuui090430.pdf）。	ライトを用いた調査を行う際は、ご指摘いただいた点に十分留意し、照射時間を最小限にしてコウモリ類への影響を可能な限り最小限とします。
57	③音声調査で使用するバットディテクターの機種をすべて記載すること。	バットディテクター調査で使用する機種は、以下を予定しています。 ・Bat5 (Magenta 社製) ・Song Meter SM4BAT FS (Wildlife Acoustics 社製)
58	④今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	コウモリ類の専門家に助言を仰ぎ、適切な調査、予測及び評価を実施してまいります。また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。

● 日刊新聞紙による公告

河北新報 (2021 年 1 月 15 日、29 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)ウインドファーム八森山環境影響評価方法書」を縦覧します。 令和三年一月十五日

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目一番四号
赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)ウインドファーム八森山
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力: 最大六万キロワット
基数: 十五〜二十基程度

三、対象事業実施区域 宮城県加美郡加美町、色麻町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 加美郡加美町、色麻町

五、縦覧の場所・時間 宮城県庁(環境生活部環境対策課、加美町役場(町民課及び小野田支所)、色麻町役場
※いずれも土・日・祝日を除く開庁時

期間 令和三年一月十五日(金)から令和三年一月十五日(月)
電子縦覧 <http://greenpower.co.jp/category/information/>
六、意見書の提出 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見・質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、お問合せ先宛へ郵送にてお送りください(令和三年三月一日(月)当日消印有効)。※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、住民説明会
一、色麻町 色麻町農村環境改善センター 多目的ホール (宮城県加美郡色麻町四重字北谷地一四二番地)
令和三年二月四日(木)午後六時三十分から
二、加美町 東鹿野原集会所(宮城県加美郡加美町鹿原谷地九五四) 令和三年二月五日(金)午後六時三十分から
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、説明会を中止する場合があります。ご来場前に弊社ホームページをご確認ください。

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒〇七〇〇五二 東京都港区赤坂一丁目一番四号
赤坂インターシティ三階 Eメール: pl.info@greenpower.co.jp
※Eメールによる方法書の内容に関するご意見・ご質問はお受けしておりません。

大崎タイムス (2021 年 1 月 15 日、3 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)ウインドファーム八森山環境影響評価方法書」を縦覧します。 令和三年一月十五日

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目一番四号
赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)ウインドファーム八森山
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力: 最大六万キロワット
基数: 十五〜二十基程度

三、対象事業実施区域 宮城県加美郡加美町、色麻町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 加美郡加美町、色麻町

五、縦覧の場所・時間 宮城県庁(環境生活部環境対策課、加美町役場(町民課及び小野田支所)、色麻町役場
※いずれも土・日・祝日を除く開庁時

期間 令和三年一月十五日(金)から令和三年一月十五日(月)
電子縦覧 <http://greenpower.co.jp/category/information/>
六、意見書の提出 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見・質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、お問合せ先宛へ郵送にてお送りください(令和三年三月一日(月)当日消印有効)。※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、住民説明会
一、色麻町 色麻町農村環境改善センター 多目的ホール (宮城県加美郡色麻町四重字北谷地一四二番地)
令和三年二月四日(木)午後六時三十分から
二、加美町 東鹿野原集会所(宮城県加美郡加美町鹿原谷地九五四) 令和三年二月五日(金)午後六時三十分から
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、説明会を中止する場合があります。ご来場前に弊社ホームページをご確認ください。

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒〇七〇〇五二 東京都港区赤坂一丁目一番四号
赤坂インターシティ三階 Eメール: pl.info@greenpower.co.jp
※Eメールによる方法書の内容に関するご意見・ご質問はお受けしておりません。

●広報誌によるお知らせ

広報かみまち第 214 号（令和 3 年 1 月 1 日発行）18 ページ

環境影響評価
方法書の縦覧

（株）グリーンパワーインベ
ストメントが計画している風力
発電事業に関して、環境影響
評価法に基づき、「環境影響評
価方法書」を縦覧に供し、意
見を募集します。

なお、新型コロナウイルス
感染拡大防止が求められる現
在の状況から、住民説明会の
実施については検討中です。

対象事業

①（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力
発電事業

②（仮称）ウインドファームハ
森山

縦覧期間

① 1月25日（月）まで

② 1月15日（金）～2月15日（月）

午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日除く）

縦覧場所

加美町役場町民課、小野田
支所、宮崎支所（①のみ）

電子縦覧

<https://greenpower.co.jp/category/information/>

意見提出

① 2月8日（月）、② 3月1日
（月）（当日消印有効）までに、

必要事項（住所・氏名・電話
番号・環境保全の見地からの
意見）を記入のうえ、縦覧場
所に設置の意見箱へ投函また
は左記へ郵送。

問合せ

（株）グリーンパワーインベ
ストメント 〒107-0052
東京都港区赤坂1-11-44
インターシティ3階、E-mail:
gpi_info@greenpower.co.jp

広報しかま第 593 号（令和 3 年 1 月 1 日発行）9 ページ

（仮称）ウインドファームハ森山 環境影響評価方法書
の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「（仮称）ウインドファ
ームハ森山 環境影響評価方法書」を縦覧に供する
とともに、ご意見を募集しますのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止が求め
られる現在の状況から、住民説明会の実施について
は検討中です。

■事業者名／株式会社グリーンパワーインベストメント

■対象事業／（仮称）ウインドファームハ森山
（風力発電所設置事業 最大60,000kW）

■事業区域／宮城県 色麻町、加美町

■縦覧場所／色麻町役場

（土・日・祝日を除く開庁時間）

下記ウェブページでもご覧いただけます。

<http://greenpower.co.jp/category/information/>

■意見書提出方法／

本環境影響評価方法書について、環境保全の見

地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見
書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置
しました「ご意見箱」にご投函いただくか、下
記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください
（3月1日（月）当日消印有効）。

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ
使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

■縦覧期間／1月15日（金）～2月15日（月）
意見募集は、3月1日（月）まで。

■問い合わせ先／

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44

赤坂インターシティ3階

Eメール gpi_info@greenpower.co.jp

※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お
問い合わせはお受けしておりません。



お知らせ

「（仮称）ウインドファーム 八森山環境影響評価方法書」 の住民説明会の中止について

2月4日(木)、町農村環境改善センターにて開催を予定しておりました（仮称）ウインドファーム八森山に係る住民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することといたしました。

なお、説明会での使用を予定しておりました資料は、下記の縦覧場所に設置しております。

方法書は、下記のホームページによりご覧いただけます。

【縦覧場所・時間】

役場（1階ホール）

※土・日・祝祭日を除く開庁時

【期間】 2月15日(月)まで

【電子縦覧】

<http://greenpower.co.jp/category/information/>

株式会社グリーンパワーインベストメント

●インターネットによるお知らせ

株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト



ニュース

[ホーム](#) > [ニュース](#) > [お知らせ](#) > [「3Q」](#) > [お問い合わせ](#)

【更新：住民説明会中止について】（仮称）ウィンドファーム八森山 環境影響評価方法書の電子縦覧について

2021年1月27日 public relations お知らせ

方法書の縦覧にあたり下記のとおり説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、開催を中止いたしますためお知らせいたします。

令和3年2月4日（木）：色原町 色原町農村環境改善センター 多目的ホール
（宮城県加美郡加美町西田字北谷地142）

令和3年2月5日（金）：丸森町 丸森町民会館
（宮城県加美郡加美町字西田字北谷地9-56）
（2021年1月15日 河北新報掲載）

ご来場を予定されていた方には入場ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、説明会会場で配布を予定しておりました資料は、方法書縦覧場所にて設置・配布しております（方法書縦覧場所は下記を参照ください）。

★事業者名

株式会社グリーンパワーインベストメント

★事業の名称

（仮称）ウィンドファーム八森山

★実施区域

宮城県加美郡加美町、色原町

★関係地域の範囲

宮城県加美郡加美町、色原町

★縦覧場所

加美町 役場 1 階 会議室（宮城県加美郡加美町字西田13-5）
加美町 役場 小野田支所（宮城県加美郡加美町字長堤75-2）
色原町 役場 1 階ホール（宮城県加美郡色原町西田字北谷地41）
宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課（宮城県仙台市青葉区小町3-5-3）

★縦覧期間

令和3年1月15日（金）～令和3年2月15日（月）
縦覧時間は、一・日・祝祭日を除く朝9時～17時
意見募集締め切りは、令和3年3月1日（月）といたします。

★電子縦覧

●方法書

●図説

（各章へのリンクについては上記目次ページからご確認ください）

https://my.ebook5.net/g?_glia/hachinohe/ya-naganehouseya/

●意見書

★意見書

●意見書提出

方法書及び要約書は、令和3年1月15日（金）～令和3年2月15日（月）の間中は閲覧が可能です。
ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

意見書はダウンロードおよび閲覧・印刷することが可能です。

なお、方法書に記載された情報（文章、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、方法書に記載された情報を利用（複製、複製、改変、配布、転送、生サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。

★意見書提出方法

本環境影響評価方法書について、関係関係の意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました「ご意見箱」にご投函いただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵送にてお送りください（令和3年3月1日（月）まで有効）。

※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

★意見書の提出期限

令和3年3月1日（月）

※郵送の場合は、当日消印有効

★お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052

東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

Eメール：gol_info@greepower.co.jp

※電話及びEメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしていません。

●意見書の提出方法

「(仮称) ウィンドファーム八森山 環境影響評価方法書」

を縦覧いただく方へ

令和3年1月15日
株式会社グリーンパワーインベストメント

環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウィンドファーム八森山 環境影響評価方法書」及びこれを要約した「要約書」を縦覧します。

1. 縦覧期間

令和3年1月15日(金)～2月15日(月)

2. インターネットによる公表(電子縦覧)

環境影響評価方法書及び要約書は、当社ホームページにおいても閲覧いただけます。

URL: <http://greenpower.co.jp/category/information/> (外部サイト)

3. 意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛てにご郵送ください。

(1) 意見書の記載事項

- ① 方法書の名称
- ② 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ③ 環境保全の見地からのご意見(日本語にて、ご意見の理由を含めて記載してください)

(2) 意見書の送付先(郵送の場合)

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 3 階
株式会社グリーンパワーインベストメント

(3) 意見書の提出期限

令和3年3月1日(月)(当日消印有効)

(4) 注意事項

- ① 環境影響評価法施行規則の規定により、氏名、住所を必ずご記入ください。
- ② ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

4. お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 3 階

Eメール: gpi_info@greenpower.co.jp

※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見・ご質問はお受けしていません。

閱覽用紙

ご氏名

恐れ入りますが、閲覧のみの場合は、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

令和3年 月 日

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be a standard notebook or worksheet template.